

4年制養成課程は、2年制養成課程を基礎（基礎資格）とした上で、より高い専門性を獲得するための課程と位置づけ、カリキュラムを以下の視点から考えている。

①基本的視点

a. 保育士が働く領域それぞれに固有の専門性を深める内容

2年制養成課程（保育士としての専門性のコア・共通基盤）を学んだ後に、さらに2年間かけて各領域の専門性に関する学びを進化させる。

b. 保育士が働くそれぞれの領域に共通するが、高い専門性を必要とするものであり、基礎的な学習後（2年制養成課程修了後）に学ぶことが適切であると考えられる内容

②4年制養成課程修了保育士に求めるもの

4年制養成課程を修了した保育士には、保育に関してより深く、専門領域別に特化した専門性をもち、多様なニーズに応えられる資質・能力をもつことが期待される。

③保育士資格について

4年制養成課程修了者の保育士資格は、領域別に分けず、全ての領域に共通する単一の資格とする。

④保育実習の場について

4年制養成課程の保育実習は、2年制養成課程の保育実習を終了した後、「専門領域に応じた場での実習」として行う。実習の場については、保育士の業務（児童福祉法第18条の4「児童の保護者に対する保育に関する指導」）を根拠に、子どもと保護者支援の両方、あるいはいずれかに係わり、体験的に学習を深めることができる場を範囲とする。

また、実習の場を相談援助系（児童相談所、児童家庭支援センター等）、養護系（乳児院、児童養護施設等）、障害系（各種障害児・者施設）、保育サービス系（保育所・認定こども園等）の4系列に分け、それぞれの系列（専門領域に応じた場）での実習体験が、保育士の専門性に関する学びを深化させることをめざす。

⑤保育実習の単位について

実習2単位（90時間）、実習指導1単位の計3単位とする。

⑥教科目（保育実習を除く）の履修について

保育実習を除く教科目の履修については、まず、履修単位数を10単位以上とし、履修教科目については、具体的な教科目の設定は行わず、各養成校の独自性を保障し、大綱化するが、内容として「人間の権利と福祉に係わるもの」とする。

3. 4年制保育士資格とステップアップの仕組みについて

(1) 4年生保育士養成課程創設の背景

2001（平成13）年の児童福祉法の一部改正によって、保育士は国家資格となり、児童の保育と保護者支援の二つがその業務となった。さらに発達障害、ひとり親家庭や児童虐待など、特別な支援が必要な子どもと家庭は増加しており、保育士はそれに対応する専門職の一つとして位置づけられている。今日、保育士には、このような保育・福祉ニーズに応えることのできるより高い資質が求められている。

現行の保育士資格は、2年間養成の単一資格である。4年制大学における保育士養成であっても、資格としては2年制保育士養成と変わらない。また、今日、現任研修の重要性が指摘されているが、国家資格としてのステップアップの制度がないため、関係団体や学会等によって種々の認定が行われるにとどまり、資格上のステップアップとしては、幼稚園教諭一種免許、社会福祉士等の近接領域の他資格を取得する方法しかない。

保育士としての高度な専門性を確立し、これに対する社会的信頼と認識を高めるためにも、4年制保育士資格の創設が求められているといえよう。

ただし、保育士資格取得後の進路を養成校種別にみると、平成18年度の場合、保育所に就職した者は、4年制大学卒業生は9.8%であり、大部分は短大、専門学校、施設の2年制を中心とした養成

施設で占めている。このことは、今後4年制による保育士養成が増加していくとしても、養成校新卒者の保育現場への供給の大部分は2年制が担っているという実態が明らかである。

したがって、近年の保育環境の変化に伴う保育者の専門性への高まりの中で、4年制保育士養成を一方で求めながら、現場への供給は従来の2年制中心の養成が担うこととなろう。そうであるとすれば、現場での実践経験を経た後に、4年制保育士資格を取得するルートを創設することは、保育士個々の専門性向上への意欲と自覚を高めるということにとどまらず、保育士及び保育全体の専門性を高めていく上でも、必須となる。

(2) これまでの経緯（先行研究調査の結果）

これまで4年制保育士養成に関しては、各大学等による個別の研究の他に、社団法人全国保育士養成協議会に加盟する4年制大学の教員有志の参加による「四年制保育士養成カリキュラム検討懇話会」、社団法人全国保育士養成協議会などによって、検討が続けられてきている。社会の複雑化・少子化の影響を受けて保育士の職務内容にも多様性と専門性の高まりが求められている中、保育士養成が従来の2年間養成を基盤としつつも、新たに4年間養成を位置づけよということについては、いずれの研究、現場の意見にも異論はみられない。

一方で、他資格と比べたときに、幼稚園教諭は専種・一種・二種がある。それによって、2年間養成のみの保育士は専門性が低いという社会的通念が一部に生じているとすれば、看過することのできない問題である。さらに、保育士養成教育の実際をみると、4年制大学での保育士養成が拡大し、平成20年4月現在、全国の指定保育士養成施設の33.9%（191施設/563施設）を占めている。このような実態を考えると、2年間養成を基盤としながら、4年間の教育課程を新設していくことは、重要な課題であろう。

ただし資格を重層化する際には、二つ方向性が考えられる。すなわち、第一の方向は、幼稚園教諭と同様に専門性の深化を求めるものであり、第

二の方法は看護師・保健師・助産師と同様に特定領域へのスペシフィック化を求めるものである。

そもそも保育士は多様な児童福祉施設全般で子どもの発達支援と保護者へのサポートを行う専門家として機能するための基礎的な資格という位置付けにある。つまり、乳幼児の保育のみならず、思春期までの児童全般を対象とし、そこには、障害・虐待・非行など専門的な援助を必要とする児童も含まれている。さらに、この子らの発達支援・自立支援を進める上で、保護者・地域との連携は不可欠である。法的にも、実態においても、保育士業務の中で「保育」と「保護者・地域との連携・支援」は、いわば車の両輪となっている。その内容も多様化・複雑化したり、子育てと就労の両立支援にとどまらず育児不安から虐待に至るまでの多様な保者との連携・相談援助を担っている。

このような保育士のあり方からは、単に専門性の濃度を深めるというよりも、むしろ2年間のジェネリックな専門性の基礎の上にたって、各領域ごとのスペシフィックな専門性を高めていくという方向性、いわば医療型と同様の資格の重層化が、模索されよう。

(3) 本研究の結果

1) 保育士の養成年限について

保育士の養成年限については、質問紙調査結果では、4年生保育士が必要（2年制と4年制の段階化、4年制に一元化の両者）と答えた割合は、施設で72.5%、養成校で75.1%と大半を占めている。このうち、「二種・一種・専修」などのように、養成年限の異なる資格として段階化するという意見は、養成校で49.1%、施設で44.2%、と約半数を占めている。4年制養成課程の資格が必要とする理由については、養成校・施設共に高いものは、「高度な保育」「相談援助技術」「心のケア」「子育て支援」「高度な障害児保育」「高度な養護」などである。

ヒアリング結果も同様の傾向であり、現行の2年制養成に加えて4年制養成を創設するという意見が多い。養成校では2年間では十分でないとい

いう認識が多く、その中には、3年制に延ばすという意見も見られる。ただし4年制の必要性を唱える場合でも、2年の基礎資格ともう2年での専門資格といった考えや、幼稚園教諭と同様に2年制、4年制、修士課程という段階化の意見も見られる。また大学院・専門職大学院への言及が顕著で、保育士の専門性へのニーズが高まっていることがうかがえる。

(4) ステップアップの仕組みについて

1) ステップアップの仕組みの必要性

仮に4年間養成の資格を新設するとした場合に、2年間の保育士資格を有して現場で働く者が、一定の現場経験の後に4年間養成課程の資格を有することができるような仕組みを設けることについては、施設・養成校共にステップアップの仕組みが必要としている(施設83.4%, 養成校93.0%)。

施設の有識者ヒアリング結果をみると、ステップアップの仕組みは、4年制資格を創設する際の条件として、積極的に取りあげられている。また、このためには現任研修の充実が必要という意見もみられた。学識経験者ヒアリング結果でも、「ベーシックな資格の上に、ステップアップしてスペシャライズした資格とすること」と、ステップアップのイメージについては共通している。

養成校ヒアリング結果も同様であり、例えば「短大が地方で地元へ根ざすような社会的な役割と2年、4年、大学院までいった学生が現場に戻れるという繋がり必要」という意見がある。いずれの結果をみても、4年制保育士養成を創設する場合にはステップアップの仕組みが必要ということは、一致している。

2) ステップアップの方法

① 他資格のステップアップ

他の資格では、現場からステップアップする仕組みがある資格は下記の通りである。

a 幼稚園教諭(二種・一種)

二種幼稚園教諭は、5年間の現任経験の間に、45単位の研修を受け、教員試験に合格したもの

が、一種幼稚園教諭の免許を取得できる。ただし35歳までという年齢制限がある。

b 栄養士・管理栄養士

3年間の実務経験の後に、試験を受け、合格した者が管理栄養士となることができる。

c 助産師・保健師

看護師の資格取得後に、保健師・助産師の教育課程を履修し、国家試験を受ける。合格した者が助産師、あるいは保健師となることができる。

また、ステップアップではないが、現任経験者が資格試験を受けて資格を取得することができるものとして、

イ 社会福祉士

5年間の現任経験者に対して、社会福祉士国家試験受験資格を付与している。国家試験に合格した者は、社会福祉士として登録できる。

ロ 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭免許取得の受験資格)

3年間の保育所保育士としての経験の後に幼稚園教諭の認定を受けるための試験に合格すると、幼稚園教諭の免許を取得できる。

② ステップアップの具体案

上記の他領域におけるステップアップの仕組みを参考に、下記の方法を提案する。なお、ステップアップは実務経験がある者に限り、二年制保育士資格を有していても、実務経験のない者は、養成校に編入するか、あるいは実際に働いた後にこの仕組みを活用する。

a おおよそ3年間の実務経験(保育士資格取得者)

4年制保育士養成課程における実習がなされたものと認める

b 教科目に相当する研修

その科目に相当する研修を養成校等で開催し、受講する。これは教員免許の10年研修が参考となろう。本研究における4年制養成課程案から研修を考えると、

A1案	18単位	15回(90分)×9科目
A2案	9単位	15回(90分)×4,5科目

B 案 10単位 15回(90分)×5
科目
となる。

3. 大学院における保育士養成

平成18(2006)年度の児童福祉施設の調査では大学院が必要という意見は、合わせて6割を越えていたが、特に、専門職養成を行う大学院を求めている割合が高く、現職者の専門性向上の機会を求めていることが伺われた。

また、平成19(2007)年度の養成校調査でも約8割が大学院教育の必要性を指摘し、さらに、両年度にわたる現場の有識者、養成校教員、学識経験者等へのヒアリングも同様であった。

本研究におけるこれまでの調査結果、また保育士養成や保育学の現状、および近接の他職種の状態等を考えると大学院における養成や研究が必要な時代になっている。すなわち、提供する保育・福祉サービスの質の向上を図るためには、保育・福祉に携わる職員の専門性の向上と、保育に関する学術研究の向上が求められていること表れてある。

大学院の課程のあり方については、学術研究を進める一般的な大学院と、実践研究によって高い職務能力を身につけるための専門職大学院が考えられる。また、大学院修了と資格の連動について考える必要性もある。これには幼稚園教諭型と看護師型が考えられよう。幼稚園教諭は、大学院(修士課程、博士前期課程)の修了により修士を取得することにより、「専修免許状」が授与されるものである。一方、看護師養成においては、大学院での修士等の取得は看護師免許に直接反映されてはいない。国ではなく、社団法人日本看護協会によって「専門看護師」として認定される。保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を取得した上で、看護系大学院の修士課程を修了し、協会が定める所定の単位を取得し、実務研修を通算5年以上行い、そのうちの3年以上が専門分野の実務研修、このうち1年が修士課程修了後の実務研修であることが求められる。

保育士養成教育の大学院のカリキュラムにつ

いては、研究を中心とする大学院と専門職大学院と分けて考える必要がある。研究を中心とする大学院の場合、例えば、保育系、養護系、障害系、子育て支援系、施設経営といった各領域を総合的にカバーする演習科目に加えて、特定のテーマの研究(哲学、社会学、歴史、方法、比較、制度、経営等)を深めるという課程が考えられる。専門職大学院の場合は、各領域を総合的にカバーする実習科目に加えて、特定領域の実践研究を深めていくことが有効であろう。

4. 保育士養成施設(養成校)卒業時に国家試験を課すことについて

(1) 国家試験制度導入を研究課題とする理由

本研究において養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて検討する理由は以下のとおりである。

1) 本研究における調査結果から

本研究が実施した、施設、及び養成校教員を含む学識経験者を対象とする質問紙調査、及びから聴き取り調査の結果では、以下に示すような国家試験制度導入についての賛成意見が見られた。

まず、質問紙調査の結果では、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて、施設に対する調査では、「必要最低限レベルを確認する程度の国家試験を課す」、「難易度が高い試験を課す」など、なんらかの試験を課すことを求める意見は7割以上であった。一方、養成校に対する調査では、それが約4割であり、施設現場と養成校側との差は、約30%を示していた。

また、施設の有識者、学識経験者、養成校教員等へのヒアリング調査結果も同様の傾向であり、保育士の質を一定水準に確保するためのなんらかの仕組み・方法等を求める意見が多く、国家試験の導入に賛成する意見が大勢を占めた。導入に積極的な意見としては、「保育士の質の確保・向上のため」、「保育士への社会的信頼・評価・地位の向上のため」、「国家資格としての位置づけ

のため」などである。ただ一方で導入することに消極的な意見もあり、それらは、「知識偏重への危惧」、「受験予備校化して豊かな学びを損ねる」、「保育士の専門性は生涯発達させていくことにその特質がある」などであった。

2) 近接他職種における国家試験の実施状況

保育士の専門性と近接する専門職の多くが養成施設卒業に加えて、国家試験を課す制度を有しているが、本研究では、社会福祉士、精神保健福祉士、医師、看護師、助産師、保健師、管理栄養士等について検討した。その結果をまとめると以下のとおりである。

①実施回数は、とりあげたすべての資格が年1回の実施となっている。

年度内の再チャレンジの機会がないため、就職先決定後に不合格であった学生は翌年度まで無資格となる。

②実施時期については、とりあげたすべての資格が年度末(1月～3月)の実施となっている。養成校での学びの総仕上げとして位置づけることが可能である。就職決定者が4月の時点で有資格者として勤務することが可能である。

③試験科目数は、医師、保健師、助産師を除いて概ね10科目前後となっている。

④合格基準は、総得点の60%程度とする国家資格が多い。医師や看護師のように、必修科目に関しては80%という条件を加えている資格もある。

⑤その他資格取得に段階を設けているものとして、管理栄養士資格がある。管理栄養士は、栄養士資格(厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士としての必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受ける。)を取得していることが条件となっている。

なお、介護福祉士については、養成施設(養成校)卒業に加えて国家試験が実施されるのは、平成24(2012)年度からである。

(2) 保育士国家試験の考え方

これらの調査研究を踏まえ、現行の保育士養成課程を前提として、養成施設の卒業に加えて国家

試験を課すことを検討するための基本的な考え方は以下のとおりである。

1) 養成の段階において修得する必要最低限の知識について問う

本研究が行った質問紙調査及び学識経験者及び有識者等に対する聴き取り調査の結果では、卒業に加えて国家試験を課す際に「必要最低限レベルを確認する程度に国家試験を課す」が多数であったことから、保育士の専門性を一定以上に保つための国家試験を課すに際しては、そこにおいて求められるレベルは、養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うものに止められるべきであると考えられる。

2) 試験は筆記試験によって行い、実習及び実技試験は免除する

指定保育士養成施設の指定の教科目のうち、「保育実習」に掲げられる目標及び内容の修得状況を国家試験として問うことは著しく困難である。また、同様に、基礎技能としての実技科目、いわゆる音楽、言語、体育を試験科目に組み入れた場合に生じる課題(出題基準、採点の平準化、試験会場の確保等)を考えると、養成校の卒業に加え課す国家試験の範囲に組み入れることは現実的ではないと判断される。このようなことから、養成校の卒業に加え課す国家試験は筆記試験により行うことが妥当と考えられる。

3) 保育士国家試験は、年1回、実施する

評価の客観性、透明性等の確保が必要な国家試験においては、質の高い良問からなる試験を実施するため、問題の作成方法やその精選方法についての綿密な検討・推敲と不断の事後評価が不可欠である。そのため信頼性の高い試験を安定的に実施していくためには、一定の準備期間が必要である。従って、養成校の卒業に加え国家試験を課すことを検討する際には、近接する専門職における国家試験との整合性を保つ方向から検討すべきであり、試験は年1回実施することが適切であると判断できる。

また、保育士国家試験は国の責任において実施

することが適切である。

4) 全ての科目の6割以上を得点した者を合格とする

現行の保育士試験における合格基準が各科目について6割以上の得点を得ることと定められていることから、養成校の卒業に加え国家試験を課す際には全ての科目の6割以上を得点した者を合格とすることが妥当と考えられる。

5) 国家試験において一部合格した科目については再受験を免除する

現行の保育士試験において一部科目を合格した者については、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除することができると定められている。したがって、養成校の卒業に加え国家試験を課す際に、同一専門職の資格取得に係る条件に整合性を保つ必要があると考えられることから、国家試験において一部合格した科目については再受験を免除することが適切と判断される。

また、卒業に加え国家試験を課すことの基本的な考え方が、養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うことにあることから、卒業時に与えられる受験資格は国家試験の不合格をもって制限されることが適切でないこと、さらに、一部不合格の者でも現実の問題として保育に貢献することが可能であることなどから、受験回数に制限を設けることは適切ではないと考えられる。

(3) 保育士国家試験試案

1) 試験科目案

養成校の卒業に加えて課す国家試験の試験科目については、①現行「保育士試験」をモデルとする案、②養成課程の「必修科目」を試験科目とする案、③養成課程の「系列」を試験科目とする案、の3案を検討することができる。

①第1案 現行「保育士試験」をモデルとする案

第1案は、現行保育士試験の筆記試験を課す案である。その際、出題数・試験時間は現行保育士試験と同様とするが、基礎技能科目についての試

験、いわゆる「実技試験」は行わない。なお、現行保育士養成課程において必修科目として示されている教科目のうち、「保育士試験」の試験科目にない教科目、例えば、乳児保育、障害児保育、社会福祉援助技術等について留意する必要がある。

②第2案 養成課程の「必修科目」を試験科目とする案

第2案は、現行の指定保育士養成施設の教科目の必修科目のうち、「保育実習」と「基礎技能」、「総合演習」を除く全必修科目を試験科目とする案である。

なお、この場合、現行の保育士試験の筆記試験を参考に出題数・試験時間などを検討すると、試験日程等が大幅に延長されることが予想される。

③第3案 養成課程の「系列」を試験科目とする案

第3案は、「養成課程」を構成する「系列」（保育の本質・目的の理解に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法の理解に関する科目、基礎技能、保育実習、総合演習）を試験科目とする考え方である。

例えば、「保育の本質・目的の理解に関する科目」の系列については、それを構成する必修科目「社会福祉」、「社会福祉援助技術」、「児童福祉」、「保育原理」、「養護原理」、「教育原理」の各科目から全30問程度を出題し、90分の試験時間とすることなどが考えられる。この場合にも、実習科目、実技科目、総合演習等についての取り扱いについて留意しなければならない。

2) 試験実施上の具体案

① 試験範囲

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の(別紙3)「教科目の教授内容」に示される内容に準ずるものとする。

②合格基準

「養成の段階において修得する必要最低限の知識について問う」ことを主旨とすることから、全

ての科目の6割以上を得点した者を合格とする。

③試験の実施主体

保育士国家試験の実施主体は、保育士の専門性と近接する専門職の国家試験と同様に国とする。

④実施時期と回数

国家試験は、年1回実施する。また、試験は、各養成校において資格の取得が可能となる適切な時期に実施する。

⑤受験資格

受験資格は、指定保育士養成施設において定められた課程を修めて卒業した者、及び卒業見込みの者とする。

⑥救済措置について

指定保育士養成施設を卒業し、保育士国家試験に不合格であった（あるいは受験しなかった）者は、何度でも試験を受験することができる。

また、保育士国家試験において一部合格した科目については、一定期間、有効とし、再度受験する際には試験科目として課さない。

（4） 国家試験を導入する際の課題

1) 現行の保育士試験との関係

周知のとおり、保育士資格の取得を有する者は、児童福祉法第18条の6により、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者、あるいは保育士試験に合格した者となっている。そして、現行の保育士試験は、児童福祉法第18条の8（保育士試験の実施）により、毎年1回以上都道府県知事が行うということになっている。仮に、保育士資格取得の条件に養成校卒業に加えて国家試験を課した場合、現行の保育士試験の受験者又は合格者に対するこの種の国家試験を課すことの是非については、今後の大きな検討課題である。

2) 養成段階における課題

本研究で実施した保育士養成施設教員に対する質問紙調査結果では、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて消極的な意見が多く見られた。すなわち、国家試験をせずに「現行のまままでよい」という意見が52.7%、国家試験を課

すは41.1%で、国家試験を課すことについて、養成校の賛成は4割に止まる結果であった。また、これについては、指定保育士養成施設の学校種間に差が見られた。すなわち、「現行のまま国家試験を行わない」とする現行制度を継続する意見は、多い順に「各種・専修学校」「短期大学」「四年制大学」であり、反対に「必要最低限を確認する程度为国家試験を課す」及び「難易度が高い国家試験を課す」として、国家試験導入を容認する意見は多い順に「四年制大学」「短期大学」「各種・専修学校」という結果であった。

また、保育士養成校教員のヒアリング調査結果でも、条件付の賛成などもあり、多様であった。国家試験の導入に積極的な意見は、①保育士の質の確保・向上の観点、②保育士への社会的信頼・評価・地位の向上、③ほとんどの福祉分野の資格が国家資格となっている現状を踏まえた資格の位置づけ、などを根拠にしたものである。これに対し消極的な意見は、国家試験導入により現状の保育士養成の姿が変質することに対する危惧感がみられる。また、そもそも保育士の専門性は生涯にわたり発達していくもので、試験を通過することでよしとするのではなく、基礎の上に経験を積むことが必要とするような意見もみられた。

なお、養成校の卒業に加え国家試験を課すことによって生じる問題として、養成の段階においては、保育士の職務を担う職場への採用内定者が国家試験に不合格となる事態をあげることができる。また、採用及び現職の段階においては、保育士資格が名称独占資格であるものの業務独占資格となっていないため、採用を内定した者が国家試験に不合格となっても保育業務に携わることが違法ではないが、国家試験に合格するまでの間、現職の段階においてその処遇になんらかの差異が生じることが懸念される。

（5） 結論

保育士の質を担保するために、2年制保育士養成課程を修了する際には、国家試験を行う。国家試験は年に一度とし、養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うもの（難易度の

高くないもの)として、6割程度を正解した者を合格とする。養成校を卒業(見込みを含む)した者は、いつでも受験することができ、養成校の卒業に加えて、これに合格した者が、保育士資格を取得できることとする。ただし、不合格の科目がある場合にも、合格した科目は一定期間有効とし、不合格の科目のみ繰り返し受験することができる。

なお、国家試験を課さない場合の選択肢の一つとして、教員免許のように、資格取得後、一定程度の年数の後に更新する制度の導入も考えられる。

5. 保育士試験について

平成18(2006)年度、19(2007)年度に実施した質問紙調査結果を合わせてみると、施設・養成校共に、「今後、保育士取得試験については、新たに条件をつけて行う(施設59.3%、養成校60.4%)」という意見が多かった。また、ヒアリング調査の結果も同様の傾向であり、多様な人材確保のために残すべきという意見が多く見られるが、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢である。新たに条件の内容をみると、受験資格として、あるいは合格後に「現場実習」、「現場経験」、「スクーリング」を課すという意見が多い。一方で、廃止しても良いとする意見もあった。過去2年間の調査結果から、保育士試験の今後について、以下のような選択肢が考えられる。

第一に、現行のまま存続、第二に、条件付きで存続、第三に廃止である。第一の選択肢では、調査からも見いだされるように、保育士養成課程と並行して保育士試験による資格取得の道があることで、保育士という職業を選択する機会の幅が保たれ、多様な人材を受け入れることや、意欲ある人材を受け入れる可能性がより高いという見方ができる。

第二の選択肢として、多様で意欲ある人材のリクルートという利点は維持しながらも、一定期間の実習や実務経験等を受験資格とする、または試験合格後に義務付けるといった形での条件を付

すというあり方である。第三に、調査結果から廃止という選択肢も考えられる。そもそもかつての保育士(当時は保母)試験は、養成施設(養成校)が少ない時代に保育所のニーズの増大に対応するために創設されたもので、保育士養成施設が大幅に増加した近年においては、すでにその使命を終えたという見方ができる。廃止という選択肢の理由のもう一つは、現在の保育士の職務により高い専門性が求められるようになってきたということが挙げられる。子どもの保育に加えて、その保護者や地域の子育て家庭の支援、障害のある子どもの保育、虐待への対応など様々な課題に対応するためには、高等教育機関において一定の教育課程を修めることが不可欠であるとの認識である。

なお、保育士養成施設(養成校)卒業に加えて国家試験を課し、これに合格することによって保育士となる資格を有するとした場合の整合性について試案を示すこととする。

結論的にいえば、この保育士試験に合格した者に対して、合格前、合格後を含めて、一定程度の現場体験(実習、ボランティア)、あるいは実務経験を課すこととし、この条件を充たした者が保育士(2年制)となる資格を有するものにするというものである。

IV 保育士資格及び保育士養成の今後の方向性

これまでの3年間の調査研究を踏まえて、今後の保育士及び保育士養成のあり方について、以下のようにまとめることができる。

1. 保育士の性格

(1) 総合的な資格

保育士資格は0歳～18歳未満のすべての児童を対象とする資格とする。

この度の児童福祉施設現場、保育士養成校に対する質問紙調査や、有識者、学識経験者、養成校教員等に対するヒアリング調査からみても、また、

保育士養成課程を考えるにあたって、相談援助系、養護系施設、障害系施設、保育サービス系等における保育士の位置づけ、役割・機能等（「保育士の専門性のコア」となったもの）から考えても、保育士資格は、小学校就学前・就学後別や学童期・15歳以上別というような年齢別に分けられない方が良いと思われる。これらの「保育士の専門性のコア」は、小学校就学以前の児童を対象とし、「生活をとおして子どもの自立を支援する」とする幼児の教育に携わる幼稚園教諭にとっても通ずるものである。

同時に、保育所を中心とする保育士と児童養護施設等の入所型施設の保育士などのように領域別に分けず総合的な資格とする。仮に、領域別について考える場合でも、まず最初の2年間で総合的に学び基礎資格を得て、その後に専門領域別に学んでいくという考え方である。

（2）基礎資格と4年制資格の創設

平成18年度では、保育士養成校を卒業して、新たに保育所に就職する者の90.2%が2年制養成課程である。保育士資格は、現行どおり2年制を基礎資格とし、4年制の保育士資格は、これをより深化、拡充するものとして位置づける。

児童の保育と共に保護者への支援を業務とし、今日の複雑・多様な児童・家庭問題に対応するために、保育士には高度な専門性が要求されることを反映して、児童福祉施設現場、養成校、また、施設の有識者、学識経験者、養成校教員等も、幼稚園教諭と同様に2年制、4年制、修士課程という段階化が必要といった意見や、現行の2年制養成に加えて4年制養成を創設するという意見が多い。特に調査等の4年制保育士の必要性の理由として挙げられている「高度な保育」、「相談援助技術」、「心のケア」、「子育て支援」、「高度な障害児保育」、「高度な養護」等々は、今日の社会が保育士に求めていることを如実に現している。保育士としての高度な専門性を確立し、これに対する社会の信頼と認識を高めるためにも、4年制保育士資格の創設が求められている。

また、4年制保育士資格を創設した場合、これまでの2年制による資格取得者及び今後取得す

る者に対しては、一定程度の実務経験と4年制保育士課程の固有の科目を研修等で補うことにより、4年制資格へステップアップする仕組みを設ける必要がある。

なお、今後の検討課題として残されているものとして、4年制保育士資格を創設した場合の呼称の問題がある。「〇〇保育士」の〇〇に、どのような言葉を入れるのか、専門、専修、管理、上級、一級、一種等々について考えなければならない。

2. 保育士養成課程（カリキュラム）

今回の調査をとおして、虐待や保護者の子育て支援等今日の保育士に求められる専門性を反映して、養成課程における発達心理学、障害児保育、家族援助論、社会福祉援助技術等の科目の充実の必要性が指摘されている。今日のまた今後の社会・時代のニーズに応える保育士養成課程を考えるにあたっては、この度の調査の指摘や、児童の最善の利益が基本となっている保育所保育指針の改定、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の「社会的養護体制のための具体的施策」、「障害児支援の見直しに関する検討会」、「認定こども園に関する国の指針」、「放課後児童クラブガイドライン」、「地域子育て支援拠点事業要項」等の指摘等を踏まえて考え、構築することは当然のことである。

保育士養成課程（カリキュラム）は、A、Bの2案を考えた。それぞれに2年制養成課程案、4年制養成課程案を提示している。

2年制養成課程はA、B案とも68単位とし、大綱化して各養成校の独自性をより強くすることなどを基本にしている。また、教科目の「教育心理学」は「発達心理学」の中で、「精神保健」は「小児保健」の科目の中でそれぞれ発展させ統合化することとし、一方で、「計画と評価」及び「保育実習Ⅱ、Ⅲの事前事後指導」を新設している。

このほか、A案では、「総合演習」を廃止することにし、B案では保育所保育指針の改定や社会的養護専門委員会の提言、障害児支援の見直しに関する検討会の報告書等の保護者に対する支援を踏まえて、保護者に対する対応の科目として

「相談援助Ⅰ」を設けたことや、また今日のどの領域の保育士にも要請される必須のものとして「地域福祉」を新設する等の特徴がある。

4年制養成課程では、A案の特徴は、「児童福祉施設インターンシップ」の創設や、事前事後指導を含めて13単位の長期間の実習をする「保育実習」の導入など、より長く、深く保育・福祉現場に触れることを重視している点である。

一方、B案は、領域別（相談援助系、養護系、障害系、保育サービス系など）に、専門性を深化・拡充させる養成課程を目指している点に特徴がある。

3. 大学院教育による保育士養成

今回の調査結果や、近接他領域の状況から考えても、今日、大学院教育による保育士養成が必要な時代になっている。すなわち、保育・福祉サービスの質の向上のためには、これに携わる人材の専門性の向上と、保育に関する学術研究の向上がより必要とされるに至っている。大学院の種類として、児童福祉施設現場側は、研究を中心とするものよりも、専門職を養成する大学院への期待が高いことが伺われた。

大学院教育による保育士養成の制度を導入するにあたって、修士あるいは博士課程を修了して学位を取得した時の資格・呼称の問題（〇〇保育士、保育〇〇等）が、今後の検討すべき課題として残されることになる。

4. 保育士養成施設（養成校）卒業に加えて国家試験を課すこと

本研究が実施した、施設、及び養成校教員を含む学識経験者を対象とする質問紙調査、及び聴き取り調査では、国家試験制度の導入等とおして保育士の専門性の水準を一定程度に保つことについて賛成する意見と、一方ではこれに消極的な意見もあった。

まず、質問紙調査の結果では、養成校の卒業に加えて国家試験を課すことについて、施設に対する調査では、養成校の卒業に加え、「必要最低限

レベルを確認する程度国家試験を課す」、「難易度が高い試験を課す」など、なんらかの試験を課すことを求める意見は70%以上であった。一方、養成校に対する調査では、それが約40%であり、施設現場と養成校側との差は、約30ポイントを示していた。

また、施設の有識者、学識経験者、養成校教員等へのヒアリング調査結果では、保育士の質を一定水準に確保するためのなんらかの仕組み・方法等を求める意見が多く、国家試験の導入に賛成する意見がどちらかという多くを占めた。導入に積極的な意見としては、「保育士の質の確保・向上のため」、「保育士への社会的信頼・評価・地位の向上のため」、「国家資格としての位置づけのため」などである。ただ一方で導入することに消極的な意見もあり、それらは、「知識偏重への危惧」、「受験予備校化して豊かな学びを損ねる」、「保育士の専門性は生涯発達させていくことにその特質がある」などであった。

これらの結果を踏まえると、今後保育士の専門性の一定水準の確保のためには、医療・看護や他の社会福祉関連資格と同様に、保育士養成施設の卒業に加えて国家試験を課すことや、あるいは教員免許状の更新制のような制度の導入など、何らかの仕組みを構築する必要性があると言えよう。

なお、試験制度を導入する場合、本研究会として以下のことを提案する。国家試験は年一度とし、養成の段階において修得する必要最低限の知識について問うもの（難易度の高くないもの）とし、他の領域の国家試験等を参考として、6割程度を正解した者を合格とする。必要な単位数を取得し、養成校を卒業（見込みを含む）した者は、いつでも受験することができ、養成校の卒業に加えて、これに合格した者が、保育士資格を取得できることとする。ただし、不合格の科目がある場合にも、合格した科目は一定期間有効とし、不合格の科目のみ繰り返し受験することができるものとする。

また、国家試験を課さない場合の選択肢として、教員免許状のように資格取得後一定程度の年数の後に更新する制度の導入も考えられる。

5. 現行の保育士試験

この度の調査研究から、多様な人材確保のために残すべきという意見が多く見られるが、その際、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢である。一方で、廃止しても良いとする意見もあった。

保育士試験の今後については、第一に、現行のまま存続、第二に、条件付きで存続、第三に廃止という考え方である。

第一の選択肢では、調査からも見いだされるように、保育士養成課程と並行して保育士試験による資格取得の道があることで、保育士という職業を選択する機会の幅が保たれ、多様な人材を受け入れることや、意欲ある人材を受け入れる可能性がより高いという見方ができる。

第二の選択肢として、多様で意欲ある人材のリクルートという利点は維持しながらも、一定期間の実習や実務経験等を受験資格とする、または試験合格後に義務付けるといった形での条件を付すというあり方である。

第三に、調査結果から廃止という選択肢も考えられる。そもそもかつての保育士（当時は保母）試験は、養成施設（養成校）が少ない時代に保育所のニーズの増大に対応するために創設されたもので、保育士養成施設が大幅に増加した近年においては、すでにその使命を終えたという見方ができる。廃止という選択肢の理由のもう一つは、現在の保育士の職務により高い専門性が求められるようになってきたということが挙げられる。子どもの保育に加えて、その保護者や地域の子育て家庭の支援、障害のある子どもの保育、虐待への対応など様々な課題に対応するためには、高等教育機関において一定の教育課程を修めることが不可欠であるとの認識などである。

なお、保育士養成施設（養成校）卒業に加えて国家試験を課し、これに合格することによって保育士となる資格を有するとした場合の整合性について試案を示すこととする。

結論的にいえば、この保育士試験に合格した者に対して、合格前、合格後を含めて、一定程度の現場体験（実習、ボランティアなど）、あるいは実務経験を課すこととし、この条件を充たした者

が保育士（2年制）となる資格を有するものにするというものである。

以上を図式化したものが、次の「保育士資格及び保育士養成課程の構造」図である。

おわりに

保育士資格は、年齢別・領域別に分けるよりも総合的な資格とする、保育士資格を現行の2年間養成を基盤とする単一資格とするよりも、幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院）のように資格の段階化を図る、あるいは2年制養成を基礎資格としながら、4年制養成資格の創設とそのことに伴うステップアップの仕組みを創設する、さらには大学院教育においてより専門性の高い保育士の養成を志向する、また、保育士としての専門性の一定水準の確保のために、養成校卒業に加えて国家試験を課すことや教員免許のように更新制など何らかの仕組みを作る必要性、現場での現場体験（実習、ボランティアなど）や実務経験を課すなどの条件の下に現行の保育士試験の制度を継続する等々、について積極的に評価している児童福祉施設現場及び養成校、現場の有識者、学識経験者、養成校教員の意向、考え方的一端を知ることができた。

ただ、養成校卒業に加えて、新たに国家試験を課すことについては、児童福祉施設の現場では70%以上が必要としているのに対して、養成校側は約40%であり、30ポイント以上もの開きがあったが、より質の高い保育士を求めている現場側の実態があらためて浮き彫りにされた。ヒアリング結果においても、国家試験の導入に対しては、肯定的、否定的両方の意見が見られた。

以上、3年間におよぶ調査研究をとおして、保育士資格及びその養成のあり方について、今後の検討すべき課題の一端を明らかにすることができたと思っている。関係各位に心から感謝の意を表する次第である。

なお、本研究のもう一つの課題であった「保育所保育指針」のあり方に関する研究は、平成18年度で終了している。保育現場においては保育所指針に対する評価は高く、保育実践のよりどころの基本となっていることが確認された。指針をより使いやすいものへの改編への関心は高く、より的確な指針を必要としている現場の実態が伺えた。この「保育所保育指針」に関する研究は、現行の保育所保育指針のための厚生労働省における検討委員会が、平成18年10月に立ち上がり、平成18年12月の検討委員会において本研究結果を報告したことから平成18年度をもって終了している。

また、研究発表は、

①平成19年9月14日、全国保育士養成協議会第46回研究大会（鹿児島市）において、特別研究発表「保育サービスの質に関する調査研究その1」を、

②平成20年9月26日、全国保育士養成協議会第47回研究大会（函館市）において、特別研究発表「保育サービスの質に関する調査研究その2」

として行った。

（注2）平成17（2005）年度財団法人子ども未来財団委託研究「保育士養成施設の教育環境に関する調査研究」

【主任研究者】大嶋 恭二（東洋英和女学院大学）

【研究協力者】石井哲夫（社会福祉法人嬉泉）、近藤洋子（玉川大学）、高野 陽（東洋英和女学院大学）、高橋貴志（白百合女子大学）、西海聡子（宝仙学園短期大学）、朴 涼香（鶴見大学短期大学部）、増田まゆみ（目白大学）、松本晴美（山梨学院短期大学）、水野則子（山形短期大学）、本山 益子（岡崎女子短期大学）、守山 均（岡崎女子短期大学）

2年制養成課程A案・4年制養成課程A1・A2案

保育士養成課程（現行）			2年制養成課程A案		4年制養成課程A案			
系列	教科目	単位	教科目	単位	教科目		単位	
① 保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉(講義)	2	社会福祉(講義)	2	社会福祉(講義)		2	
	児童福祉(講義)	2	児童福祉(講義)	2	児童福祉(講義)		2	
	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術(演習)	2	社会福祉援助技術(演習)		2	
	教育原理(講義)	2	教育原理(小学校との連携を含む)(講義)	2	教育原理(小学校との連携を含む)(講義)		2	
	保育原理(講義)	4	保育原理(講義)	2	保育原理(講義)		2	
	養護原理(講義)	2	養護原理(講義)	2	養護原理(講義)		2	
			保育者論(講義)	2	保育者論(講義)		2	
				施設経営論(講義)		2		
系列①の合計単位数		14		14			16	
② 保育の対象理解に関する科目	発達心理学(講義)	2	発達心理学(講義)	2	発達心理学(講義)		2	
	小児保健(講義4・実習1)	5	小児保健(精神保健を含む)(講義4・実習1)	5	小児保健(精神保健を含む)(講義4・実習1)		5	
	精神保健(講義)	2						
	教育心理学(講義)	2						
	小児栄養(演習)	2	小児栄養(講義)	2	小児栄養(講義)		2	
	家族援助論(講義)	2	家庭支援論(講義)	2	家庭支援論(講義)		2	
				家庭支援演習(演習)		2		
系列②の合計単位数		15		11			13	
③ 解に関する科目 ④ 保育の内容・方法の理解	保育内容(演習)	6	保育内容(演習) 保育内容総論を含む	6	保育内容(演習) 保育内容総論を含む		6	
	乳児保育(演習)	2	乳児保育(演習)	2	乳児保育(演習)		2	
	障害児保育(演習)	1	特別支援保育(演習)	1	特別支援保育(演習)		1	
	養護内容(演習)	1	養護内容(演習)	1	養護内容(演習)		1	
			計画と評価(講義)	2	計画と評価(講義)		2	
系列③の合計単位数		10		12			12	
④ 基礎技能	(演習)	4	基礎技能(演習)	4	基礎技能(演習)		6	
					4年制養成課程A1案		4年制養成課程A2案	
⑤ 保育実習	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導Ⅰ)	5	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導Ⅰ)	5	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導Ⅰ)	5	保育実習Ⅰ(実習4+事前事後指導Ⅰ)	5
	保育実習ⅡまたはⅢ(実習)	2	保育実習ⅡまたはⅢ 選択必修3(実習2+事前事後指導Ⅰ)	3	保育実習ⅡまたはⅢ 選択必修3(実習2+事前事後指導Ⅰ)	6	保育実習ⅡまたはⅢ 選択必修3(実習2+事前事後指導Ⅰ)	1.6
					保育実習ⅣまたはⅤ 選択必修3(実習2+事前事後指導Ⅰ)		保育実習ⅣまたはⅤ 選択必修13(実習12+事前事後指導Ⅰ)	
					児童福祉施設インターンシップ(実習1)	1		
⑥ 総合演習	総合演習(演習)	2						
①～⑥	選択必修	8/ 17	選択必修	11/ 20	選択必修	23/ 30	選択必修(①～⑥中すべての系列から)	14/ 26
教科科目	体育に関する講義と実技	2 6		8		8		8
計		68		68		90		90

保育士養成課程B案（参考：幼稚園教諭養成課程）

現行保育士養成課程				改定保育士養成課程（案）				幼稚園教諭養成課程						
児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号								教育職員免許法施行規則						
系列	教科目	形態	単位数	教科目	(内容)	形態	二年間	四年間		各科目に含まれることが必要な事項	二種	一種	専修	
①保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2	社会福祉		講義	2	2						
	児童福祉	講義	2	児童福祉		講義	2	2						
				地域福祉		講義	2	2						
	保育原理	講義	4	保育者論		講義	2	2	教職に関する科目	教職の意義及び教職の職務に関する事項	教職の意義及び教職の職務に関する事項	2	2	2
	養護原理	講義	2	保育原理		講義	2	2						
	教育原理	講義	2	教育原理		講義	2	2	教職に関する科目	教育の基礎理論に関する事項	教育に関する社会的、制度的又は種々の事項	4	6	6
②保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2	発達心理学		講義	2	2						
	教育心理学		2											
	小児保健	講義	5	小児保健		講義	4	4						
	精神保健	講義	2			演習	1	1						
③保育の内容・方法の理解に関する科目	小児栄養	演習	2	小児栄養		講義	2	2						
	保育内容	演習	6	保育内容		演習	6	6						
				計画と評価		講義	2	2	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する事項	保育内容の指導法	12	18	18
	乳児保育	演習	2	乳児保育		演習	2	2						
	障害児保育	演習	1	障害児保育		演習	1	1						
	養護内容	演習	1	養護内容		演習	1	1						
	家族援助論	講義	2	家族援助論		講義	2	2						
				相談援助Ⅰ		演習	1	1						
社会福祉援助技術	演習	2	相談援助Ⅱ		演習	2	2							
								教育内容の指導法						
④基礎技能	基礎技能	演習	4	基礎技能		演習	4	4	教科に関する科目		4	6	6	
⑤実習	保育実習	実習	5	保育実習		実習	5	5		教育実習	5	5	6	
	総合演習	総合演習	2	保育実践演習		演習	2	2	教職に関する科目	総合演習（教職実践演習）*	2	2	2	
⑥教養科目	①～③	選択必修	8	選択必修										
	④	保育実習ⅡまたはⅢ	実習	2	保育実習ⅡまたはⅢ		実習	3	3					
			2	体育に関する講義および実技それぞれ1単位			2	2	免許法60-6関係	体育	2	2	2	
			6	日本国憲法2、外国語コミュニケーション2、情報機器の操			6	6		日本国憲法2、外国語コミュニケーション2、情報機器の操作2	6	6	6	
				選択必修				10	資料又は教職に関する科目		0	10	34	
				保育実習Ⅱ		実習		3						
計			68	計			68	81	計		39	59	63	

* 2年後に変更

平成21(2009)年3月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

保育サービスの質に関する調査研究
平成18年度～20年度 総合研究報告書
平成20年度 総括研究報告書

主任研究者 大嶋 恭二

共立女子大学家政学部
101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-27